

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

小型無人機妨害器材（設置型）設置 役務	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和 7 年 7 月 2 8 日
	変 更	/
	作成部隊等名	西部方面航空隊本部通信

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊高遊原分屯地において使用する小型無人機妨害器材（設置型）設置役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-C000001による。

1.2.1

官側

契約担当官，監督官及び検査官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、調達要領指定書によるほか、次による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、陸上自衛隊高遊原分屯地内とする。

2.2 役務実施日

細部日程については、官側との調整による。

2.3 役務完了日

令和7年9月30日（火）までとする。

2.4 設置機器

設置機器（官給品）は、表1による。

表1－設置機器（官給品）

品名	単位	数量
小型無人機妨害器材（設置型）	セット	1

2.5 材料

材料は、表2によるもの又は同等品以上のものとする。

表2-材料

品名	単位	数量
電源ケーブル EM-CE3.5-3C	メートル	20
電線管 VE22	メートル	5
空洞ブロック(390×120×100)	個	10
野外用LANケーブル CAT6A(屋上S/W～M/C)	メートル	60
LANケーブル CAT6A(警衛所)	メートル	30
本体取付架台 鉄製(溶融亜鉛メッキ仕上げ) 細部寸法等は、官側との調整による。	式	1
電源盤 RPFV16-56-TKA ステンレス製	個	1

2.6 役務の内容

- a) 既設BSアンテナ撤去・保管場所へ運搬
- b) 設置機器(官給品)の設置
- c) 設置機器(官給品)のフィルタリング作業
- d) 設置機器(官給品)取扱操作・設定要領の教育

2.7 設置場所

設置場所は、表3による。

表3-設置場所

図面番号	図面名称
1	高遊原分屯地配置図
2	機器間配置図/機器本体・立面図
3	機器間配置図/機器本体・平面図
4	機器間配置図/警衛所内設置
5	機器接続図

3 施工写真

施工写真は、施工前、施工中及び施工後に見え隠れする部分及び監督官の指示に基づき撮影し、アルバムに整理されたものを提出する。

4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

5.2 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 分屯地の立入りに際しては、所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 分屯地内で作業を行う場合の行動(入門手続、火気取扱い、撮影禁止箇所、作業用通路など)は当該分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当り、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

5.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起をするものとする。

5.4 その他

その他は次による。

- a) 作業は平日に限る。作業時間は 0815～1700（1200～1300 を除く。）とする。ただし、監督官が別途指示した場合はそれに従う。
- b) 役務履行に使用する電気及び水道は、契約の相手方が準備するものとする。
- c) 役務に必要な機材、消耗品及び工具等は契約の相手方が準備するものとする。
- d) 役務履行で発生した梱包材等は全て、契約の相手方が処分するものとする。
- e) 車両の駐車場は、官側が提供するものとする。
- f) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- g) その他必要な事項は、官側と相互調整により実施するものとする。

5.5 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関する疑義が生じた場合、契約担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書	調達要求書発簡番号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 7 月 2 8 日
	作 成 部 課	西部方面航空隊本部通信
	作 成 年 月 日	令和 7 年 7 月 2 8 日
品 名	小型無人機妨害器材（設置型）設置	

指定事項

2.6 役務の内容

完了日，実施場所，装備品名及び内容は表 1 による。

表 1 - 役務の内容

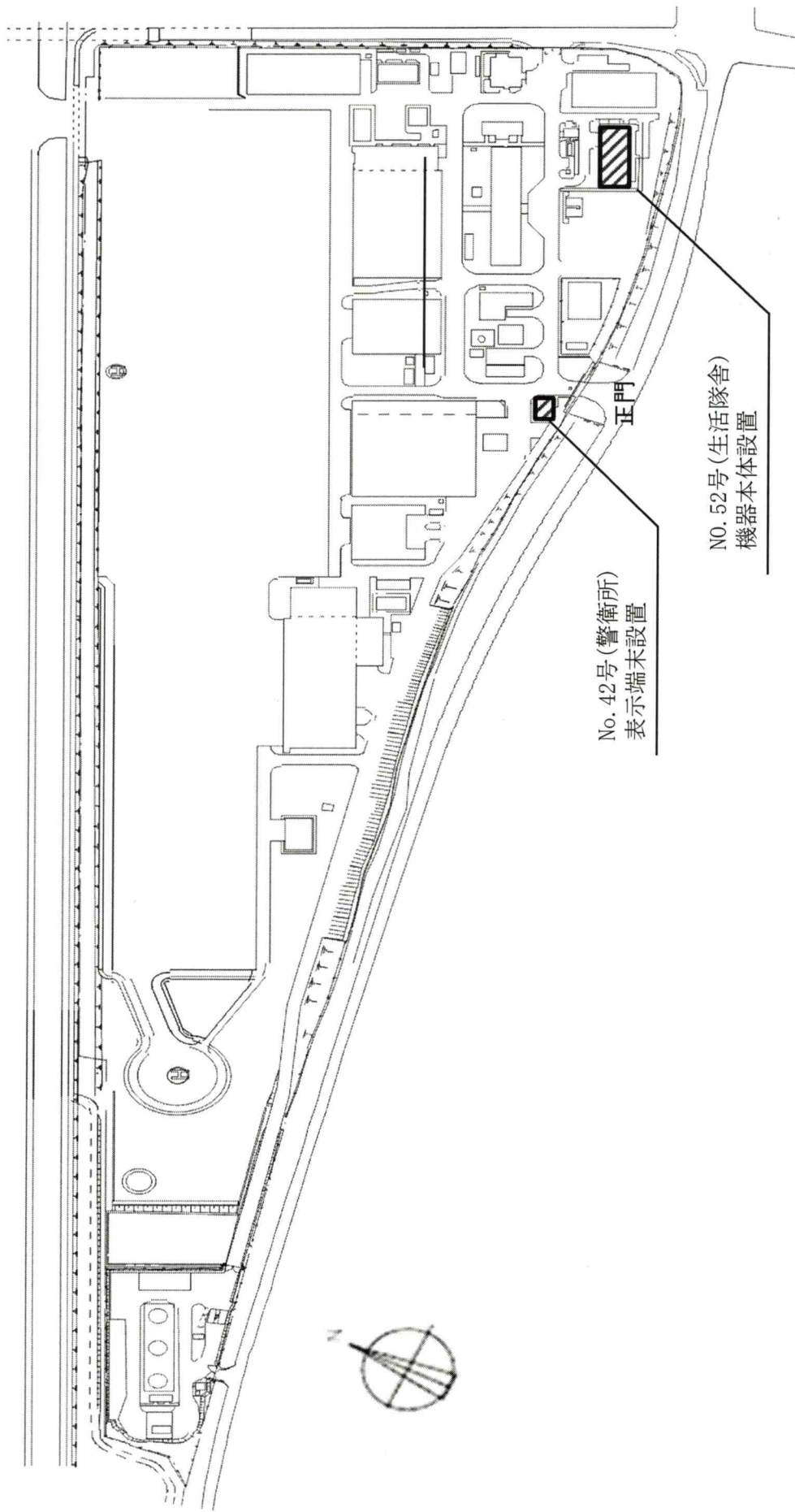
完了日	令和 7 年 9 月 3 0 日（火）
実施場所	陸上自衛隊高遊原分屯地（熊本県上益城郡益城町大字小谷 1 8 1 2）
装備品名	小型無人機妨害装置（設置型）
役務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 既設 B S アンテナ撤去・保管場所へ運搬 2 設置機器（官給品）の設置 3 設置機器（官給品）のフィルタリング作業 4 設置機器（官給品）の取扱操作・設定要領の教育
細部項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 既設 B S アンテナ撤去・保管場所へ運搬 既設 B S アンテナを再利用できる状態で撤去し、保管場所へ運搬 2 設置機器（官給品）の設置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 機器本体設置 (2) 機器本体の電源ケーブル構成 (3) 機器本体からメディアコンバーターまでの LAN ケーブル構成 (4) 機器本体と表示端末を接続し動作点検 3 設置機器（官給品）のフィルタリング作業 <ol style="list-style-type: none"> (1) ノイズ・不要電波の検知・解析 (2) ノイズ及び不要電波に対するソフトウェアのフィルターを設定 4 設置機器（官給品）取扱操作・設定要領の教育 <ol style="list-style-type: none"> (1) 隊員 1 0 名程度に対して取扱操作・設定要領の教育 (2) 教育資料は、契約の相手側が準備するものとする。

5.1 提出書類

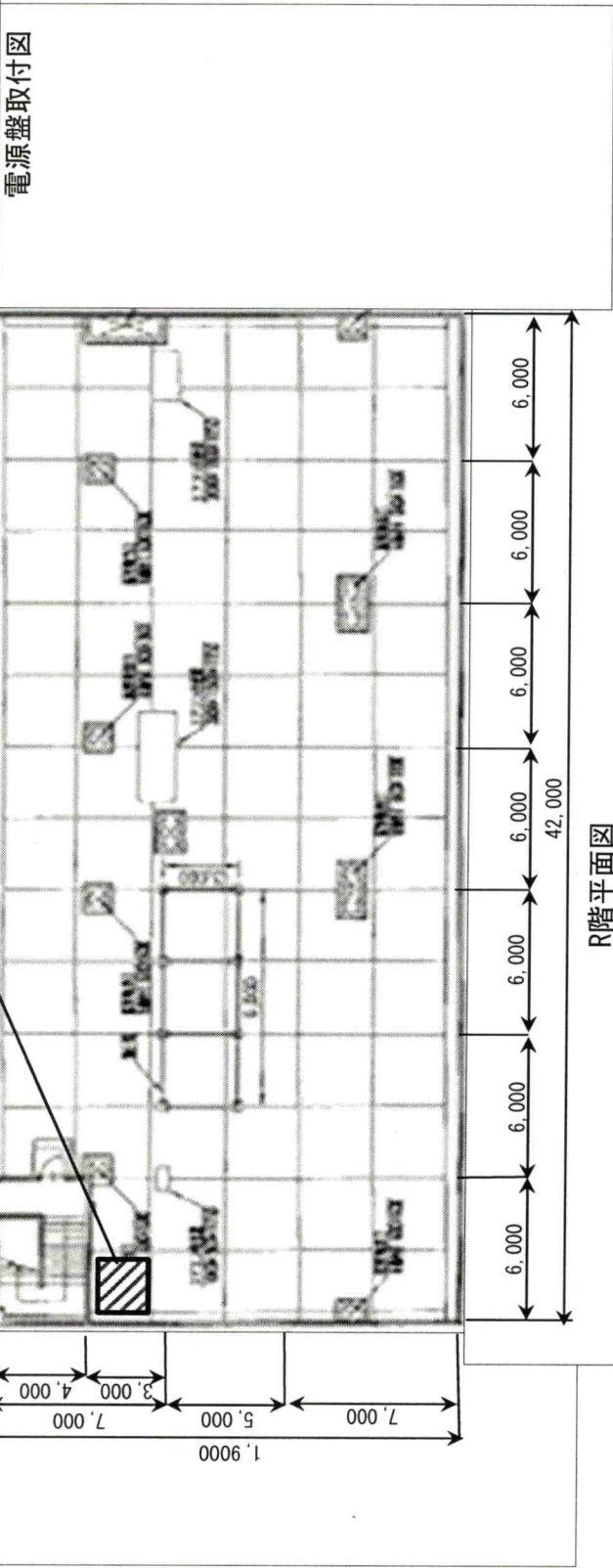
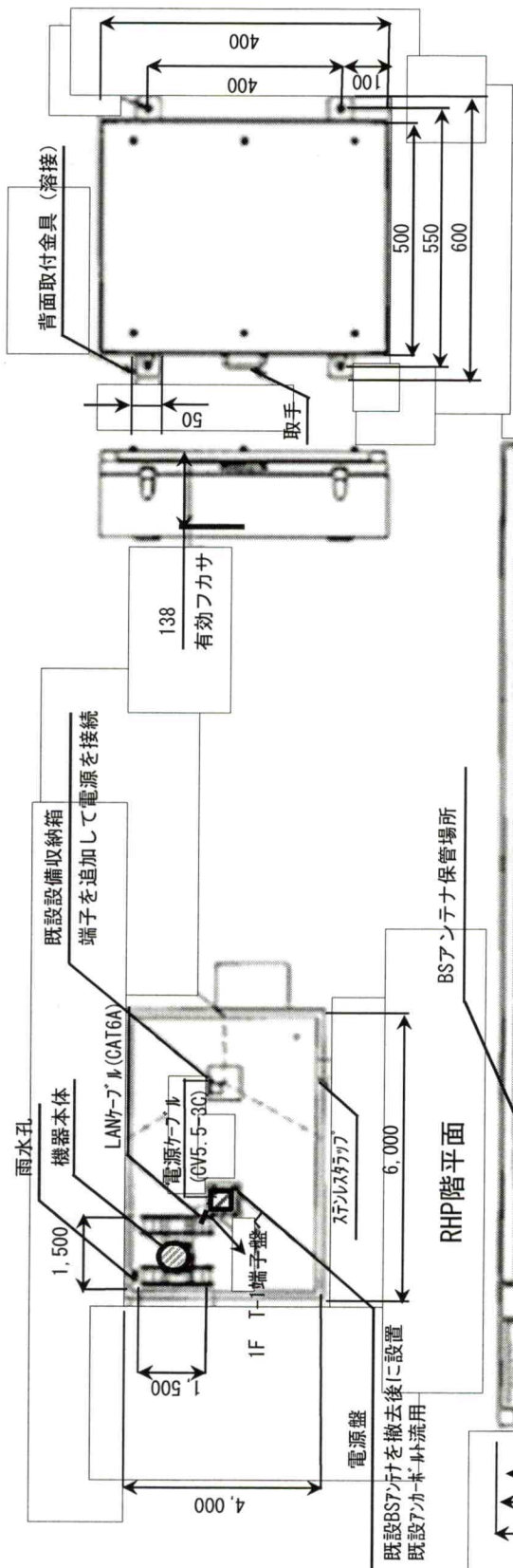
提出書類は表 2 による。

表 2 - 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先
1	役務実施計画（工程表）	1 部	契約締結後	西部方面航空隊本部通信
2	役務作業関係者名簿	1 部	契約締結後	
3	教育資料（確認用）	1 部	教育 1 0 日前	
4	作業記録表	1 部	各日の作業終了後 速やかに	
5	材料搬入報告書	1 部	材料搬入時	
6	施工写真	1 部	作業終了後	
7	故障状況報告書	1 部	必要の都度	

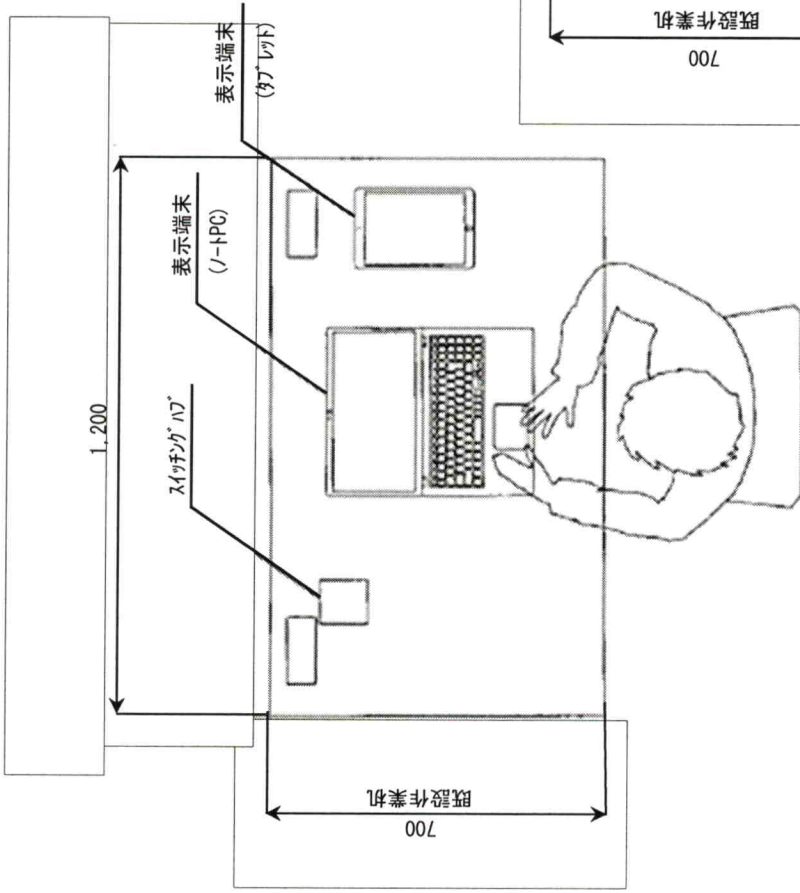


件名	小型無人機妨害器材（設置型）設置役務		
図面名称	高遊原分屯地配置図		
縮尺	-	作成年月日	令和7年7月日
		図面番号	1
西部方面航空隊本部通信			

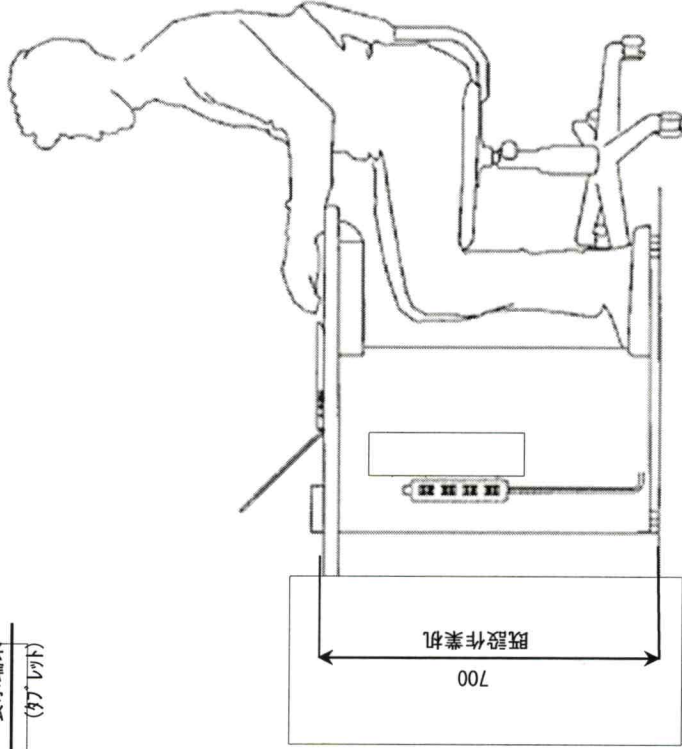


R階平面図

件名	小型無人機妨害器材 (設置型) 設置役務		
図面名称	機器間配置図 / 機器本体・平面図		
縮尺	—	作成年月日	令和7年7月日
		図面番号	3
西部方面航空隊本部通信			

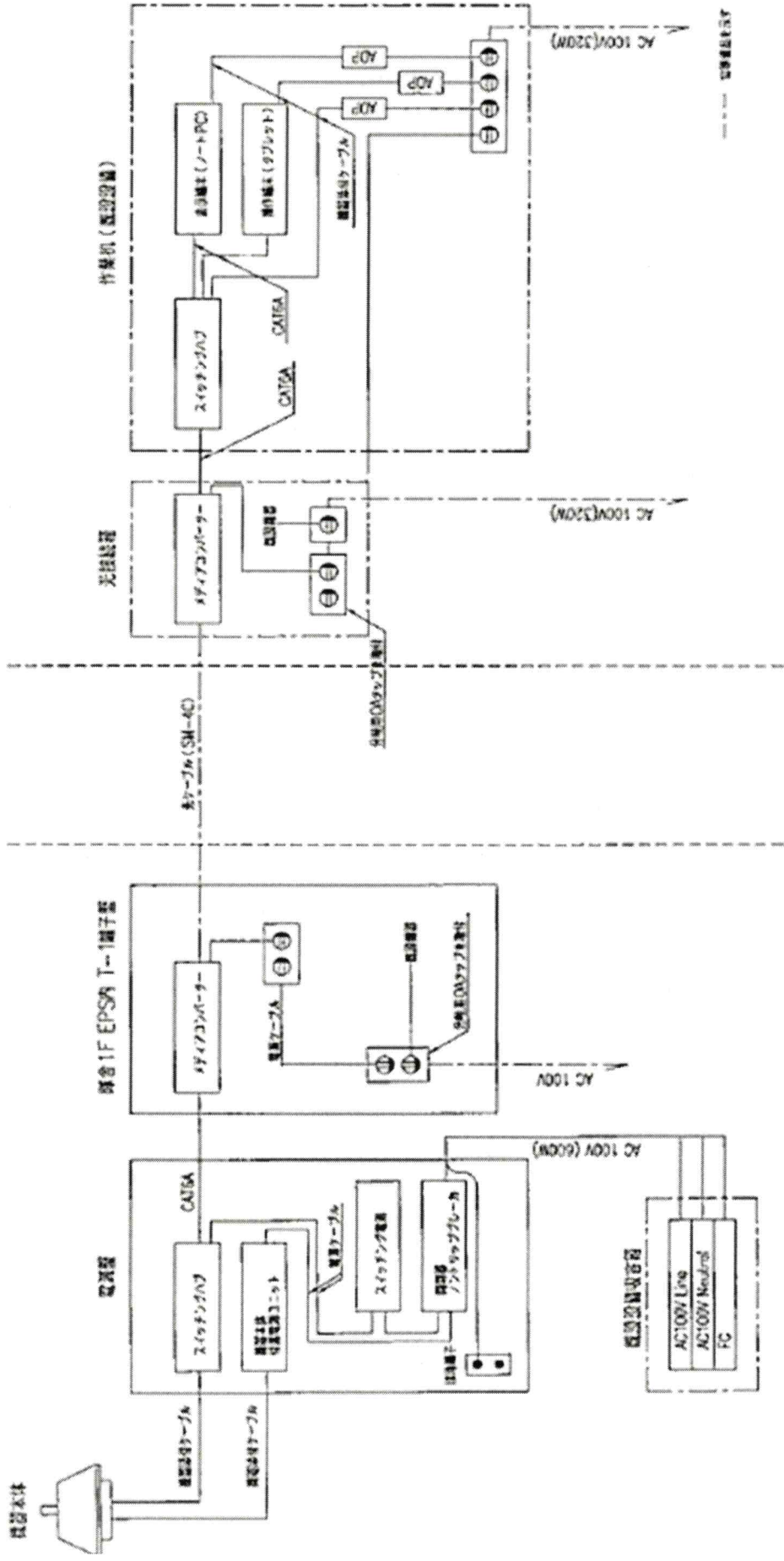


機器配置図イメージ図・平面図



機器配置図イメージ図・側面図

件名	小型無人機妨害器材（設置型）設置役務		
図面名称	機器間配置図／警衛所内設置		
縮尺	—	作成年月日	令和7年7月日
		図面番号	4
西部方面航空隊本部通信			



件名	小型無人機妨害器材（設置型）設置役務		
図面名称	機器接続図		
縮尺	—	作成年月日	令和7年7月日
		図面番号	5
西部方面航空隊本部通信			